

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

2024 年度（令和 6 年度）

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

《今年度のキャッチフレーズ》

「職員間の連携強化と公社の魅力発信」～高めようコミユカ！深めよう相互理解！～

I. 事業・予算編成方針

昨年度は公社にとって、新たな「中期経営戦略計画」の初年度であり且つ新たな組織体制がスタートした年となり、更には宇治市より派遣管理職を迎え、担当課との定例協議を毎月行う等、宇治市との連携強化に務めた1年であった。

経営状況についてはリハビリデイサービスぽっぽ中宇治が軌道に乗りはじめたことや、広野事業所ケアマネジメント係の特定事業所加算取得、デイサービスの稼働率向上等もあり、昨年度は一昨年度と比較して介護保険収入は増加した。また、地域包括支援センターの人員増による委託費の増額等もあり、厳しい中においても事業収支実績の黒字化を図ることができた。

更に、「5Mission」と題した5つの重点取り組み事項を提示し、事故防止や業務効率化、事業経営状況の見える化や広報の強化等を図り、公社各種委員会活動を通じた職員の意見や提案を積極的に取り入れる等、業務の見直し、改善を図るとともに一層の働きやすい職場環境づくりに注力した。とりわけ広報活動に力を入れ、各種SNSを通じた情報発信や宇治市役所ロビーでの「公社展」を開催する等、新たな取り組みを行った。

一方で、公社事業の根幹を支える人材確保については、ハローワーク等での通常の応募は非常に少なく、人材紹介会社を通じなければ人材確保がままならない状況が続いており、採用した人材の育成と定着が最重要課題となっている。引き続き働きやすい職場環境に更に務めると共に、予算目標達成を前提に段階的に処遇改善にも取り組む。

しかしながらこうした福祉人材の確保については、もはや一法人、一事業者だけでは解決困難な状況となっていることから、宇治市と共に市内社会福祉法人等との連携のもと、この課題解決に向けた法人間連携の仕組みづくりに向けた協議を重ね、今年度には組織化を図り、共同で取り組むことになり、公社がその中核を担う決意である。

また、2024年(令和6年)度は第9期介護保険事業計画初年度にあたりと共に、医療・介護・障害福祉の報酬等が改定される、いわゆるトリプル改定が予定され、介護保険事業を中心とする公社にとっては事業経営面において大きな影響を受けることは必至である。

こうした状況を踏まえて、昨年度の成果や実績を糧に、2024年(令和6年)度は継続する課題や新たな課題に対して、更に役職員が一丸となり法人の設立理念に則り、以下の重点項目に沿って取り組んでいく。

【重点項目】

1. 宇治市及び宇治市社会福祉協議会との共同パートナーとして地域福祉の推進に寄与し、公社の存在価値を高める取り組み
2. 介護保険事業等の収益事業の安定化を図る取り組み
3. 中期経営戦略計画期間中(2023年度～2027年度)における重点施策への取り組み
4. 働きやすい職場環境づくりの更なる取り組み

Ⅱ. 重点項目

1. 宇治市及び宇治市社会福祉協議会との共同パートナーとして地域福祉の推進に寄与し、公社の存在価値を高める取り組み

- ① 市内在宅保健福祉サービスを手掛ける先駆的な法人として、「利用者本位のあたたかいサービスの提供」を実行する。
- ② 指定管理を受けている地域福祉センターを活動拠点として地域住民から公社は地域になくなくてはならない存在であることをアピールするため、関係団体との協働による地域密着型事業の取り組みを行う。
- ③ 宇治市の共同パートナーとして宇治市担当課との定例協議を継続すると共に、これまでの先駆的实践を踏まえ、もうひとつの共同パートナーである宇治市社会福祉協議会をはじめとする市内関係法人等との連携強化のための調整機能を果たす。

2. 介護保険事業等の収益事業の安定化を図る取り組み

- ① 介護保険等改正の内容を踏まえて法令遵守に則りつつ、利用者ニーズに的確に応えていけるよう柔軟な発想でサービス提供を行う。
- ② 安定経営と処遇改善を両立するために、安定した収入を得られるよう、事業毎に達成すべき数値目標を設定する。
- ③ 公社人材育成計画に則り、公社で働く職員が各々の専門性を遺憾なく発揮し、自信を持って業務にあたれるよう、社内教育・研修に取り組む。特に新人育成についてはメンタルヘルス対策も含めて万全を期する取り組みを行う。

3. 中期経営戦略計画期間中(2023年度～2027年度)における重点施策への取り組み

- ① 障害者サービスの事業拡充について（ヘルプサービス係・障害者相談支援センター係）
昨年度実施した市内障害者相談支援事業者への聞き取りや障害部門における経営分析を踏まえて、引き続き障害者サービスの事業拡充のために必要な体制整備を図るよう努める。
- ② 居宅介護支援事業所の拠点集約化について（ケアマネジメント係）
昨年度中には結論を見出すことができなかったため、引き続き拠点集約化を進めるに当たって、課題整理等の検証作業を行うと共に、許認可権をもつ宇治市と引き続き協議を行う。
- ③ 効率的で実効性のある組織の再編について（事務局総務係）
昨年度事務局総務係内のプロジェクトで整理された課題に沿って引き続き業務見直しを行う。
- ④ 多様な働き方と定年後の再雇用について（経営会議）
定年延長については昨年度方向性を示したので、職員の定着を図り、職員の年代ステージ毎に安心して働き続けられる労働条件等の整備を図る。

4. 働きやすい職場環境づくりの更なる取り組み

昨年度「働きやすい職場環境づくり委員会」が行ったハラスメントに関する社内アンケートの結果も踏まえて、ハラスメント防止に資する取り組みに重点的に取り組む。

その為にも職員間の円滑なコミュニケーションを図れるよう、「ES 向上委員会」活動の活性化、係、業務を横断した研修の開催等に取り組む。

引き続き業務省力化、改善のための ICT 活用、介護機器導入についての検討を行う。

Ⅲ. 部門別重点項目

《介護保険部門》

「中期経営戦略計画」に位置付けられた、介護保険事業各部門において掲げられた目標及び年度毎の達成目標の完遂のため、各々必要な措置を講ずるとともに、四半期毎に成果を検証する。

《障害者総合支援法部門》

「中期経営戦略計画」の重点施策の一つに位置付けられている障害者サービスの事業拡充について、昨年度のプロジェクトでの取り組み内容を踏まえて引き続き取り組む。

《宇治市委託事業部門》

宇治市の共同パートナーの立場を具体的に示す事業として、地域包括支援センターや介護予防事業をはじめとする市委託事業の受託は公社の活動拠点である地域福祉センターの指定管理の維持継続も含めて重要な事業である。よって、中・長期の視点に立って担当課と定期的な協議の場を設定し、専門セクターの立場から積極的に市に提案を行う。

《公社独自事業部門》

人材確保が困難を極める中、「ほほえみ介護塾」は重要な事業であり、引き続き質の高い研修が提供できるよう講師育成にあたり、ケアワークの技術の向上を図る。

その他、介護保険外サービス（ほほえみサポート）については派遣体制を年度内に見直す。

《事務局総務部門》

「中期経営戦略計画」に位置付けられた事務部門の課題解決に向けて、まずは人事労務・給与・財務等の事務作業の効率化、処理能力の確実性を図るための業務見直しに努める。

併せて公社事務部門の、業務手順や経験の継承を中心に事務職員の育成にあたる。

IV. 理事会・評議員会の開催

理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は3ヵ月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

また、定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
5 月	2023 年度（令和 5 年度）事業報告について 2023 年度（令和 5 年度）決算報告について
8 月	2024 年度（令和 6 年度）第 1 四半期までの事業進捗状況について 2024 年度（令和 6 年度）第 1 四半期までの事業収支実績について
11 月	2024 年度（令和 6 年度）第 2 四半期までの事業進捗状況について 2024 年度（令和 6 年度）第 2 四半期までの事業収支実績について
1 月	2024 年度（令和 6 年度）第 3 四半期までの事業進捗状況について 2024 年度（令和 6 年度）第 3 四半期までの事業収支実績について
3 月	2025 年度（令和 7 年度）事業計画について 2025 年度（令和 7 年度）収支予算について

＊開催ごとに事前に三役会を開催する。

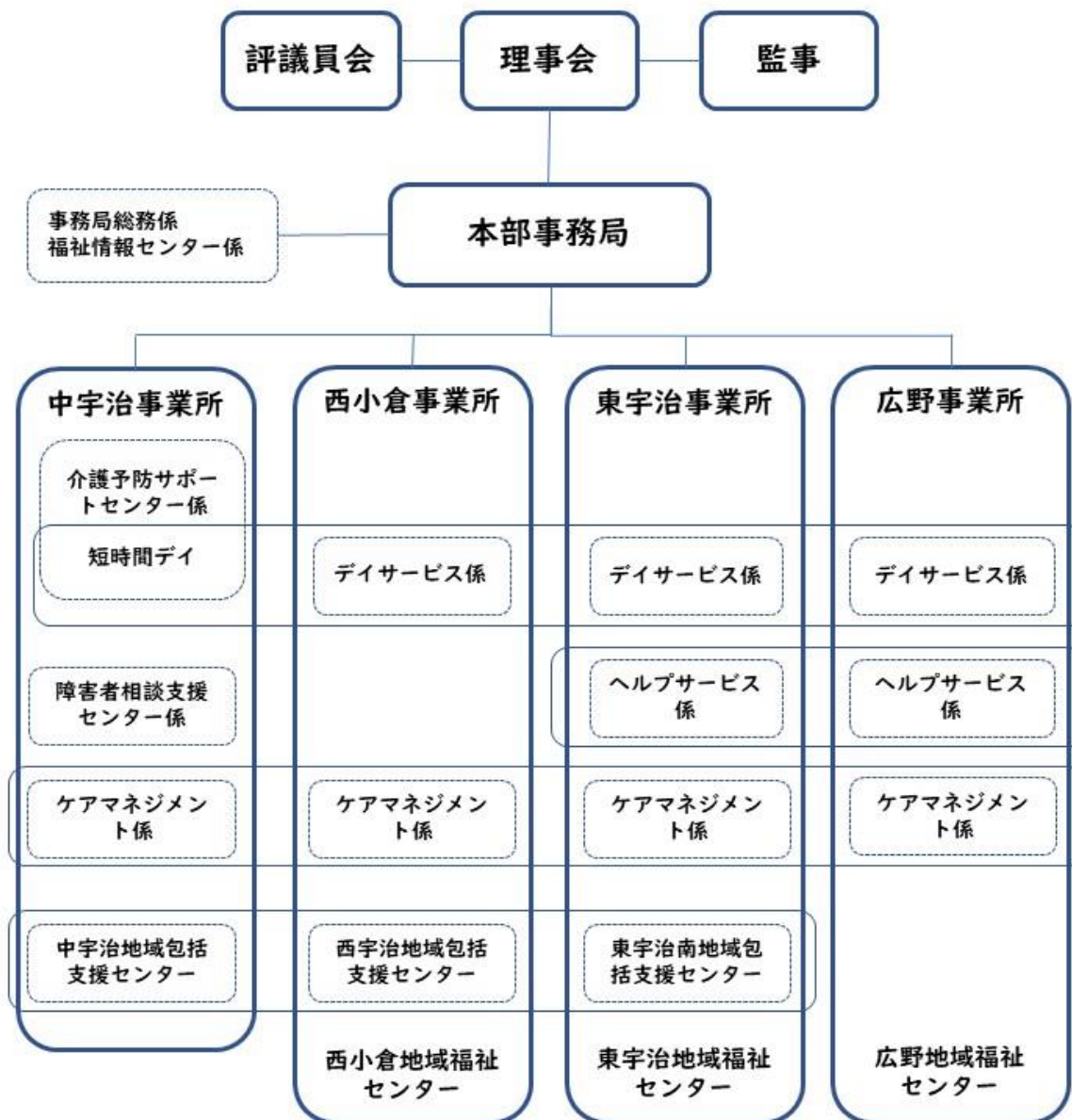
＊上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

開催月	主 な 件 名
6 月	2023 年度（令和 5 年度）事業報告について 2023 年度（令和 5 年度）決算報告について
3 月	2025 年度（令和 7 年度）事業計画について 2025 年度（令和 7 年度）収支予算について

＊上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

V. 組織図(令和6年度)



Ⅵ. 各種委員会の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会を設置し、引き続き各種の課題についての検討、実態把握、提案等取り組む。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会 ※事業所ごとに実施

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆C S 向上委員会

- ・公社サービス利用者（顧客）の満足度を高めるための調査、各種提案、見直しに関すること。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、サービス向上の様々な提案、企画に関すること。
- ・事故、苦情、サンクスレポート及びヒヤリハット報告の取りまとめ、分析、周知に関すること。
- ・カスタマーハラスメント対策マニュアルの作成に関すること。（新規）

◆広報委員会

- ・情報誌「ぼっぼ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ、SNS 等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。
- ・公社事業の魅力発信に関すること。

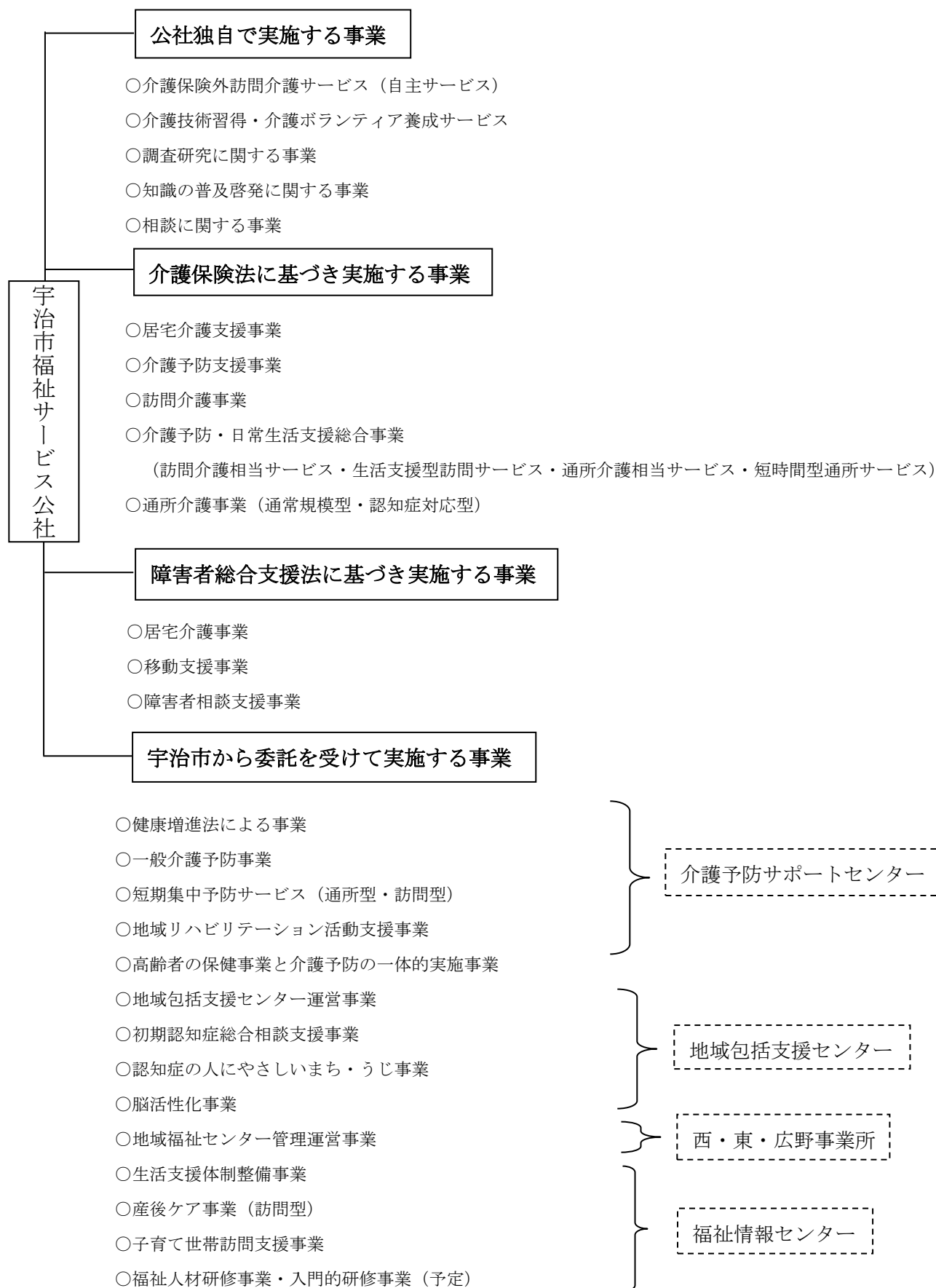
◆E S 向上委員会

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。
- ・職員満足度調査に関すること。

◆働きやすい職場環境づくり委員会

- ・各現場における業務負担の軽減等見直しのための調査、提案に関すること。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関すること。
- ・ダブルワークや短時間勤務等、公社における多様な働き方についての調査、提言に関すること。

VII. 事業構成



VIII. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス「ほほえみサポート」）

この間、家事援助サービスの名称で介護保険制度では対応できないサービス（介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等）を、公社の独自サービスとして実施する。

病院内での見守り、介助支援を中心としたサービスをヘルプサービス係で、その他の介護保険対象外サービスについては、福祉情報センターが所管する「ほほえみサポート」がこれにあたる。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

また、移動支援従事者養成研修等、新たな資格取得のための研修事業の開催に向けて取り組む。

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぼっぼ」を年2回発行するとともに、ホームページや外部SNSを活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。

また、地域団体等からの要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

コロナ禍で開催ができなかった地域密着事業（「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」等）については、順次再開させていけるよう取り組む。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

介護保険法に基づき実施する事業

(5) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、ケアマネジャー一人当たりの1ヵ月の給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保し、一人当たり給付管理件数上限44件のマネジメントが実行できるための、環境整備を図る。

(6) 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努めるために、ヘルパーの健康増進や教育・研修の機会を通して末永く勤務いただけるよう取り組む。併せてICT活用等、業務効率化、能率化を図ることで、管理体制の業務省力化を目指す。

(7) 通所介護（通常規模型・認知症対応型）、通所介護相当サービス・短時間型通所サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図ると共に、介護予防、心身機能の維持、向上、自立支援、社会参加に資するサービスを心掛ける。

公社デイとしてのサービス提供の共通指針を設けつつ、各事業所における特色づくりを行い、多様なニーズに対応できるようにする。とりわけ東宇治事業所においては昨年度一時的に休止した日曜日の営業再開を早期に目指すと共に、年度内での稼働率80%台への回復を図るために、リハビリ機器の利活用、ニーズに基づいた弾力的なサービス提供に取り組む。

また、リハビリデイサービスぽっぽ中宇治については年度内に借入金返済も含めた収支の黒字化を目指し、利用者確保と安定した利用実績が図れるよう取り組む。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(8) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行うと共に、障害種別、特性に応じた質の高いサービス提供ができるよう、サービス提供責任者、ヘルパーの教育・研修を行う。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な利用者に対して、利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際し、その移動の支援を行う。

これらのニーズに対応できるよう、移動支援にあたる従事者の確保・養成について検討する。

③ 障害者相談支援事業

相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

また、相談支援専門員一人当たりの1ヵ月の継続サービス利用件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した利用者数を確保する。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(9) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知機能の活性化のための積極的なサポートを行う。

- 1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>
- 2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>
- 3) スロートレーニング教室 <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター等>
- 4) あたまイキイキ教室 <うじ安心館・小倉デイホーム・平盛デイホーム・市内集会所等>

③ 短期集中予防サービス

(通所型) <広野地域福祉センター・東宇治地域福祉センター>

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 3 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下（運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下）の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

(訪問型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援や ADL・IADL の改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限（原則 6 ヶ月程度）を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的な訪問による予防サービスを提供する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う。

⑤ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

宇治市が実施する地域団体に向けて専門職を派遣する事業のうち、運動器向上にかかるプログラムに専門職を派遣する。

⑥ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に出向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑦ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。今年度は西宇治圏域を担当する認知症コーディネーターが増員されるため、圏域のモデル事業に取り組む。

- 1) 認知症コーディネーターを設置し、初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施
- 2) 認知症対応型カフェの企画・運営
- 3) 認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップの実施
- 4) 家族支援プログラムのフォローの実施
- 5) 認知症初期集中支援チーム事業

⑧ 認知症の人にやさしいまち・うじ事業 (宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど)

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 脳活性化事業

地域において認知症の正しい理解を広げ、自主的に介護予防に取り組んでいただくために、認知症についての情報提供や、体操、レクリエーション等を行う教室を包括圏域ごとに月2回実施する。

⑩ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託し、今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、運営協議会や地域関係団体等との積極的な関わりを通じて高齢者福祉のみならず多様な地域ニーズに応えられる地域福祉拠点を目指した取り組みを行う。

⑪ 生活支援体制整備事業

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割とする「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置して1層協議体業務（全市を対象）と2層協議体業務（中宇治圏域・西宇治圏域）に取り組む。

⑫ 産後ケア事業（訪問型）

産後ケア事業のうち、訪問による事業の一部を受託し、介護福祉士のホームヘルパーを派遣する。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

子どもの養育環境に課題のある家庭等（ヤングケアラーを含む）への家事・育児等の支援のためにホームヘルパーを派遣する。

⑭ 福祉人材研修事業・入門的研修事業（入札参加予定）

- ・宇治市内の介護保険事業者で働く職員の資質向上を目的とした研修事業を企画・実施する。
- ・入門的研修を企画・実施する。